一六二二―一六二九　保安林の指定をする件　二二　五
一六三〇―一六三五　保安林の指定施業要件を変更する件　二二　六
一六三六　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二二　200　五
一六三七　〃　二四　四
一六三八　平成二十二砂糖年度に係る砂糖調整基準価格を定めた件　二七　六
一六三九　平成二十二砂糖年度に係る指定糖調整率を定めた件　二七　六
一六四〇　平成二十二砂糖年度に係る異性化糖調整基準価格を定めた件　二七　六
一六四一　平成二十二砂糖年度に係る異性化糖調整率を定めた件　二七　六
一六四二　平成二十二でん粉年度に係るでん粉調整基準価格を定めた件　二七　六
一六四三　平成二十二でん粉年度に係る指定でん粉等調整率を定めた件　二七　六
一六四四　平成二十二砂糖年度に係る砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額を定めた件　二七　六
一六四五　平成二十二砂糖年度に係る砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額を定めた件　二七　六
一六四六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二七　七
一六四七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二七　七
一六四八　粗糖の平均輸入価格を定めた件　二八　四
一六四九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第九条第一項第一号ハの規定に基づき当該農林水産大臣の定める額を定めた件　二八　四
一六五〇　異性化糖標準価格を定めた件　二八　四
一六五一　異性化糖平均供給価格を定めた件　二八　四
一六五二　でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を定めた件　二八　四
一六五三　農産物規格規程の一部を改正する件　二八　四
一六五四―一六六一　保安林の指定をする件　二八　四
一六六二―一六六八　保安林の指定施業要件を変更する件　二八　六
一六六九―一六七六　保安林の指定をする件　二九　六
一六七七　平成二十二砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を定めた件　二九　204　三
一六七八　平成二十二でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件　二九　204　三
一六七九―一六九四　保安林の指定をする件　三〇　六

一　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件　一六　197　一

○農林水産省、経済産業省、国土交通省

一六九五　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　三　特22　八
一六九六　外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件　三　特22　八
一六九七　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　三　特22　八
一六九八　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　三　特22　八
一六九九　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、メキシコ合衆国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件　三　特22　八
二〇〇　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チェコ共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件　三　特22　八
二〇一　商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、大韓民国の記章等を指定した件　六　187　六
二〇二　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、メキシコ合衆国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件　六　187　六
二〇三　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、オランダ王国の紋章を指定した件　六　187　七
二〇四　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥の保全に関する協定の標章を指定した件　六　187　七
二〇五　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ヨーロッパ中期気象予報センターの標章を指定した件　六　187　八
二〇六　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際エネルギー機関の標章を指定した件　六　187　九
二〇七　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件　六　187　一〇
二〇八　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、無形文化遺産の保護に関する条約の標章を指定した件　六　187　一一
二〇九　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユーラシア経済共同体の標章を指定した件　六　187　一二
二一〇　計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件　九　五
二一一　電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件　九　五
二一二　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　九　五
二一三　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　九　五
二一四　火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件　九　六
二一五　火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件　九　六